

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書

年　月　日

(提出先)

川越市長

届出者 〒

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年　月　日付け第　　号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について　廢止　変更　したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代表人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代表人、役員 (法定代表人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由	
-----------	--

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日 (法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日) 以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

添付書類一覧表

1 提出部数

正本1部、副本1部、計2部

※副本は、正本と同じものを用意すること。ただし、写し可とする。

2 添付書類一覧

変更事項	添付書類
住所 事務所及び事業場の所在地 (住居表示の変更を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合=住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍地を記載のもの、マイナンバーの記載のないもの） ・法人の場合=登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。 履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） (下記※1参照) (事務所及び事業場の所在地変更の場合は、支店等の登記がある場合のみ) ・案内図 ・許可証の写し
氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合=住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍地を記載のもの、マイナンバーの記載のないもの） ・法人の場合=①登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。 履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） (下記※1参照) ②定款又は寄附行為 ・許可証の写し
法人の組織 (例 有限会社 →株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの、履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） ・閉鎖事項証明書（3か月以内のもの） ・定款又は寄附行為 ・許可証の写し
法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人を証する書類 ・個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍地を記載のもの、マイナンバーの記載のないもの） ②登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの）（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等） ・法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）(下記※1参照) ②定款又は寄附行為 ③役員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍地を記載のもの、マイナンバーの記載のないもの） ④登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの）（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等） ・誓約書 ・許可証の写し
・役員（法定代表人が法人である場合の当該法人の役員を含む。） ・株主 ・政令で定める使用人等	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧対照表 ・法人の場合=登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの、履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可） (下記※1参照) ・誓約書 ・住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、本籍地を記載のもの、マイナンバーの記載のないもの） ・登記されていないことの証明書（東京法務局が発行する登記事項証明書、3か月以内に発行されたもの）（登記されている場合は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等） ・許可証の写し
車両 (増車、廃車等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証の写し（増車分のみで可） ・写真（増車分のみで可） ・施設一覧表（増車、継続、廃車をすべて記入） ・許可証の写し

※1 登記事項証明書（登記簿謄本）については、当該変更事項が確認できるものを提出してください。
(登記情報の確認のため、閉鎖登記簿謄本の提出をお願いする場合があります。)

※2 許可証の記載事項に変更がある場合は、許可証が書き換えになります。新しい許可証の受け取りの際は、古い許可証と引き換えになりますので、御持参ください。

※3 主な例を挙げましたので、該当しないものがある場合は適宜確認してください。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					継続・新規・削除
2					継続・新規・削除
3					継続・新規・削除
4					継続・新規・削除
5					継続・新規・削除
6					継続・新規・削除
7					継続・新規・削除
8					継続・新規・削除
9					継続・新規・削除
10					継続・新規・削除
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			

(2) その他の運搬施設の概要 (※ ドラム缶の場合はその内部の材質を備考欄に記載してください。)

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

※ 車両の使用権原を証する書類として、自動車検査証（写）を添付してください。

※ 車検証の使用者欄（使用者欄が空欄の場合は所有者欄）に申請者の氏名（名称）が記載されていない車両の登録はできません。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>
撮影 年 月 日	

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影 年 月 日			

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
撮影 年 月 日			

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

川越市長 様

申請者
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

年 月 日

(提出先)
川越市長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号（又は第14条の4第5項第2号、第15条の2第1項第4号）の規定のうち、下記に掲げる欠格事項について下記のとおり誓約します。

根拠条文	欠格事項の内容
法第14条 第5項第2号イ、ハ、ニ、ホ	法第7条第5項第4号イ ○心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの (※環境省令：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
	同号ロ ○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	同号ハ ○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	同号ニ ○以下の法令等による罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれららの法令に基づく処分 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ・刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の2(凶器準備集合及び結集罪)、第222条(脅迫罪)、若しくは第247条(背任罪)の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律
	同号ホ ○法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む)に該当することにより許可が取り消された場合を除く)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む)
	同号ヘ ○法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む）の事業のいざれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	同号ト ○～に規定する期間内に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項において、読み替えて準用する場合を含む）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいざれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	同号チ ○その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
法第14条 第5項第2号ロ、ハ、ニ、ホ	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 ○暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
法第14条 第5項第2号ヘ	○暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者、法定代理人、役員等^{※1}、使用人^{※2}については、上記の欠格条項に該当しません。

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

※ 1 役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者、及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※ 2 使用人とは、法施行令第4条の7に規定する者で、申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所の代表者、又は産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者をいう。